

2026 年度日本学生支援機構給付奨学金 新たに生まれた子等・進学前離職に関する適格認定(家計)手続き

■ 概要：

毎年 7 月以降、4 月の在籍報告（今年度採用者は「進学届」や「スカラネット入力」）で報告された生計維持者（父母等）及び奨学生本人の家計状況を審査し、当年度 10 月以降の支援区分の見直しを行います。通常は奨学金申請時に提出済みのマイナンバーに基づいて、日本学生支援機構が独自に所得・税情報を取得し審査を行います。下記 (1)または(2)に該当する方は追加書類を提出いただく必要があります。

■ 対象者：

(1)2026 年 1 月 1 日～8 月 31 日に「新たに生まれた子等」がいる多子世帯学生

上記期間に「新たに生まれた子等」はマイナンバーから情報を取得することができないため、別途申告いただく必要があります（奨学金申込時等に書類提出済みの場合でも、適格認定（家計）においては改めて書類の提出が必要となります）。

なお、「新たに生まれた子等」とは、下記①～④のいずれかに当てはまる方を指します。

- ①生計維持者の実子
- ②生計維持者に委託された里子
- ③生計維持者と特別養子縁組をした特別養子
- ④生計維持者との死別や離婚等で新たに扶養に入り、生計を同一にしている者

提出書類：[「新たに生まれた子等の申告書」](#)、出生証明書、戸籍謄本等※

※「新たに生まれた子等の申告書」内の証明書類一覧をご確認ください。

(2)進学前離職者に該当する場合

学生本人が本学へ進学した日の前 1 年以内に進学のために離職し、それによって世帯年収の減少が見込まれる場合は、必要書類を提出することで、適格認定（家計）にて奨学生本人の所得を算入しない特例措置を適用することができます。

提出書類：[「進学前離職の特例措置に係る申請書」](#)、離職証明書等の写し

■ 提出期限等：

提出期限：**2026 年 8 月 20 日（木） 17：00【厳守】**

提出先：学生支援課経済支援係窓口（学生センター2 階 ①窓口）

土日・祝日・8 月 11 日（火）～8 月 18 日（火）は閉館しています。

